２０１５年５月２６日

お客様各位

福岡エアーカーゴターミナル(株)

業務部

弊社保税蔵置場立入りに関するお知らせ

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社保税蔵置場業務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、関係各社様には事前にご案内しておりますが、先般、国土交通省より発令された国際線制限区域（SRA）への立ち入りに関する保安の厳格化に伴い、弊社におきましても、2015 年 6 月 1 日（月）より保税蔵置場への立ち入りに関する保安強化を実施いたします。また、同日付けで輸出入に関する保税蔵置場内の作業料金についても一部改定させていただきます。

つきましては、弊社保税蔵置場内への立ち入りに関するルールを、下記のとおり、変更させていただきますので、何卒、ご理解ならびにご協力賜りますようお願い申し上げます。尚、弊社が発行する立入証（黄色のパス）は全て回収させていただきます。

敬具

記

1.　非制限区域側（貨物地区側）からの入退場について

（1）カウンター営業時間内【07：30～23：00】

現行、カウンターおよび弊社発行の立入証をお持ちの方は、上屋シャッターからの入退場が可能ですが、2015 年 6 月 1 日（月）以降、カウンターからの入退場に限定させていただきます。

※今後、上屋シャッター開放口からの入退場は不可となります。

（2）カウンター営業時間外【06：30～07：30、23：00～24：00】

カウンター営業時間外については、上屋シャッターからの入退場が可能ですが、シャッター口にて必要な受付を行っていただいた上で、入場できる運用へ変更となります。

① 06：30～07：30 ： 輸出（搬入口）7 番シャッターから入退場が可能です。

② 23：00～24：00 ： 輸入（搬出口）14 番シャッターから入退場が可能です。

※シャッター口に上屋担当者が不在の場合は、備え付けのブザーにてお呼び出しください。

2.　保安検査対象者および保安検査手順について

今後、**弊社保税蔵置場内に立ち入られるすべての入場者**に対して、保安検査を実施させていただきます。尚、連続して入退場を繰り返される場合においても、都度、保安検査を実施致します。

※万が一、未検査での入場を発見した場合は、今後の入場をご遠慮いただく場合がございますので、必ず、検査を受けて入場いただくようご協力をお願い致します。

（1）所持品検査

弊社保税蔵置場内へ立ち入るにあたり、凶器となり得るものや飲食物等は持ち込まないようにお願い致します。貨物取扱上で必要なカッター、はさみ、ドライバー等を持ち込まれる際は、検査前に自己申告をお願いします。

①手荷物

手荷物などの開被にご協力いただき、爆発物と疑わしき物品を所持されていないことの確認を実施させていただきます。

②衣類

着衣に（ポケットなどに）爆発物と疑わしき物品を所持していないことを確認するため、所持品をご提示いただきます。

（2）身体検査

上記①②を確認後、門型金属探知器もしくは携帯型金属探知器（必要に応じ、接触検査）にて身体検査を行います。検査後に反応があったお客様については、再検査を行います。

※保安検査が終了するまで入場不可とします。

3. 弊社保税蔵置場内における「立入可能エリア」・「立入制限エリア」の新設について

これまで弊社保税蔵置場内における立入可能エリアについて特に制限は設けておりませんでしたが、<u>今後、「立入可能エリア」、「立入制限エリア」に分けて、立ち入りできるエリアを限定させていただきます。</u>

（1）輸出（立入可能エリア）：　「共同上屋」

（2）輸入（立入可能エリア）：　「内容点検場」、「税関検査場」、「生鮮エリア」

※立入制限エリアとは、立入可能エリアへ貨物移動等ができない場合に上屋担当者が立会いするエリアとなります。（冷蔵庫や冷凍庫への出入りも含む）

4. 弊社保税蔵置場における立ち入りを制限する作業項目について

これまで弊社保税蔵置場内における作業項目において、特に入場制限は設けておりませんでしたが、<u>今後、以下のとおりに限定させていただきます</u>。

（1）立入可能な作業項目

①官庁検査

税関検査（現場検査・X-RAY・携帯品）、税関持出検査、見本持出、植物防疫検査、動物検疫、食品検査 など

②貨物取扱

内容点検、改装仕分け（積戻し、仕合せ等）、ラベリング、ラベルチェンジなど

③その他の作業

貨物ダメージ確認、寸法確認、写真撮影、マスターチェック（無償）、積付もしくは取卸作業の見学、立会い（無償）など

（2）立入り禁止の作業項目

①緊急貨物の搬入確認依頼（早当たり）、搬出依頼　：　今後、全てカウンターでの受付とします。

②ゴミ捨て　：　営業時間内に限り、搬出口 13 番シャッター前に弊社設置のゴミ箱を設置いたします。当ゴミ箱に関しては、弊社から搬出する際に発生するゴミ（ストレッチフィルム、蔵置票）を廃棄いただくものであり、それ以外のゴミは廃棄しないようにお願いします。

※当ゴミ箱は監視カメラで監視しておりますので、その他ゴミを入れられた場合にはお客様へゴミ処理費用等をご負担いただく場合がございます。

5.　弊社作業料金に関する一部改定について

今後、「立入可能エリアまでの貨物移動」もしくは「立入制限エリアにおける上屋担当者の立会い」が発生しますので、現行の蔵置場内作業料金に加え、以下の作業項目を新たに請求させていただきます。

※1 件あたり 500 円（時間外は割増料金+100 円）となります。

（1）官庁検査

税関現場検査（輸出：現場、X-RAY)、動物検疫（輸出入)、食品検査（輸出入）

（2）その他の作業

貨物ダメージ確認、寸法確認、写真撮影等

6.　弊社保税蔵置場への入場受付について

今後、弊社保税蔵置場内へ立ち入る際は、入場の都度、カウンターで受付を行わせていただきますが、お客様におかれましては、「作業取扱書」もしくは「保税蔵置場見学・立会届」の提出が必要となります。

（1）作業取扱書（1 件単位）

①FAX もしくはカウンターでの<u>事前申請</u>

お客様がカウンターで受付される（作業を開始される）30 分前までに、当用紙を弊社へ FAX もしくはカウンターへ直接お持ちいただき、貨物取扱等を行う旨の事前申請をお願い致します。

※弊社では FAX 受領後、該当貨物を“立入可能エリアまで移動”もしくは“立入制限エリアまで上屋担当者が立会う”準備を行います。お客様が来訪いただいた際にスムースな入場手続きが行えるように対応させていただきますので、可能な限り、事前申請のご協力をお願い申し上げます。ただし、繁忙時間帯や弊社作業都合等により、お待ちいただく場合もございますので、予めご了承ください。

②カウンターで<u>入場時に申請</u>

お客様がカウンターにて当紙をご記入いただき、貨物取扱等を行う旨の申請をお願い致します。

※受付後、同様に該当貨物を“立入可能エリアまで移動”もしくは“立入制限エリアまで上屋担当者が立会う”準備を行います。上記の事前申請とは異なり、受付後の対応となりますので、一時、カウンターにてお待ちいただきます。

（2）保税蔵置場見学・立会届

<u>今後、立入可能エリア内での見学に限定させていただきます。</u> 作業取扱書同様、FAX もしくはカウンターにて事前申請されるか、カウンターで入場時に申請後、見学となります。

※見学時に写真撮影を希望されるお客様については、別途、「作業取扱書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

（3）専用 FAX 番号の新設について

「作業取扱書」・「保税蔵置場見学・立会届」は、以下の FAX 番号へ送信をお願い致します。

<u>■ 専用 FAX 番号：092-477-7123</u>

※既存の FAX 番号（092-477-0415）のご利用も可能ですが、当面の間は、「作業取扱書」および「保税蔵置場見学・立会届」は、専用 FAX にて運用させていただきます。

7.　緊急貨物の搬入確認依頼（早当たり）について

現行、お客様より上屋担当者へ AWB コピーをお渡し頂いておりますが、今後、カウンター担当者が受付を行わせていただきます。

（1）早当たりの順番について

原則、便早着（搬入）順かつ、カウンター受付順とさせていただきます。ただし、各航空会社の EXPRESS 商品、生鮮貨物、貴重品、外交文書、新聞、動物、その他人道的見地から緊急性のある貨物（血清、角膜、移植臓器等）で搬出依頼がある場合は、これらを優先させていただきます。

また、弊社作業都合により搬入確認の順番が前後する場合がございますので予めご了承ください。

（2）搬入確認方法について（お願い）

NACCS ご利用のお客様については、原則、NACCS 端末にてご確認をお願いします。

NACCS ご利用でないお客様については、カウンターにて対応いたします。

※早期の貨物チェックを行うべく、電話によるお問い合わせについては、可能な限り、お控えいただきますよう改めてお願い申し上げます。（弊社からお客様への通知は行いません。）

8.　搬出依頼について

現行、カウンター受付後にお客様より上屋担当者へ P/O（貨物受取書）をお渡し頂いておりますが、今後、貨物引取りの車輌が到着している場合に限り、カウンター受付後に順次、貨物を搬出させていただきます。

※雨天日や繁忙時間帯においては、早期に貨物をお引き取りいただけないと貨物が滞留して、搬出作業が滞り、他のお客様へご迷惑をおかけしますので、速やかにお引き取りをお願い致します。

（1）搬出の順番について

原則、カウンター受付順とさせていただきます。ただし、各航空会社の EXPRESS 商品、生鮮貨物、貴重品、外交文書、新聞、動物、その他人道的見地から緊急性のある貨物（血清、角膜、移植臓器等）で搬出依頼がある場合は、これらを優先させていただきます。

また、弊社作業都合により、搬出する順番が前後する場合がございますので、予めご了承ください。

（2）搬出のカウンター受付について

①受付時に搬出する場合

P/O（貨物受取書）にお客様のサインを記入後、カウンター担当者へお渡しください。

②受付時に搬出しない場合

P/O（貨物受取書）にお客様のサインを記入後、お客様にて一時保管頂き、再度、搬出される際にカウンター担当者へお渡しください。※ただし、この場合、P/O（貨物受取書）を再提出されるタイミングが受付の順番となりますので、予めご了承ください。

9.　注意・その他特記事項について

（1）写真撮影時の注意点について

セキュリティの観点から弊社保税蔵置場内をみだりに撮影することは固くお断りします。

以下の内容をお守りいただけないお客様については、入場をご遠慮いただく場合がございます。

①（他の貨物が写りこまないように）該当貨物のみを撮影いただくようお願いします。

②積付もしくは取卸作業中の写真撮影を希望される方は、事前に各航空会社様の撮影許可を取得し、弊社へ保税蔵置場見学・立会届を申請いただきますようお願いします。

③施設内にある設備や人物（顔）が写りこまないよう撮影をお願いします。

(2) 見学・立会いの受付について

セキュリティの観点から、社内外研修や新入社員の施設見学等に関する見学については、今後、お断りさせていただきます。ただし、荷主の業務監査および美術品発送等の特殊ハンドリング貨物や、航空機専用器材（ULD）の見学に限り、受付させていただきます。

(3) 立入制限エリアにおける上屋担当者の立会いについて

原則、立入制限エリアへ立ち入りされる場合には、必ず上屋担当者が立会いを行いますが、それぞれの作業項目によって作業時間が異なりますので、貨物が蔵置されている該当場所までご案内し、「貨物取扱中」と記載されたコーンを立てて、その場を離れる場合がございます。

※この場合、他の上屋担当者にてお客様を注視させていただく前提となりますが、必要な取扱等が終わりましたら、近くの上屋担当者へお声掛けください。歩行帯（動線）までご案内致します。

(4) 搬入確認後の入場について

今後、弊社保税蔵置場内へ立ち入る際は、貨物突合後に入場いただくようにお願い致します。

ただし、搬入確認前に写真撮影等で立ち入りが必要な場合は、事前に各航空会社様の撮影許可を取得し、弊社へ保税蔵置場見学・立会届を申請いただきますようお願いします。

(5) 待機場所について

誠に申し訳ございませんが、弊社カウンター内において待合室がございませんので、貨物取扱等の受付後はカウンター前の共用エリア等でお待ちいただく場合がございます。尚、貨物搬出の際は、輸入（搬出口）14 番シャッター前にてお待ちください。

(6) 輸入における自社パレットの持ち込み禁止について

一部のお客様において、輸入貨物を搬出する際に自社で持ち込まれた専用スキッドに貨物を載せていただきたい旨を依頼される場合がございますが、固く、お断りさせていただきます。

(7) 弊社ホームページへの掲載について

2015 年 5 月 26 日付けで弊社ホームページに、2015 年 6 月 1 日からの新レイアウト図、各種申請書（作業取扱書・保税蔵置場見学・立会届）等を掲載しております。また、各種申請書の FAX 受付については、2015 年 5 月 31 日（前日）より専用 FAX にて承ります。ホームページをご覧ください。

(8) 保税蔵置場内でのヘルメットもしくは安全帽の着用について

今後、保税蔵置蔵置場内へ立ち入る際には、安全上、必ずヘルメットもしくは安全帽の着用をお願いします。着用されていない場合は、入場をお断りします。

【添付資料】

①作業取扱書

②保税蔵置場見学・立会届

以上